

<ガイドラインA 新旧対照表>

ページ・項目	旧 【2020年12月1日付版】	新 【2021年1月9日改訂版】
P.1	<p>なお、このガイドラインは、令和2年11月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から各都道府県知事に宛てた事務連絡「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」によるものとします。こちらもご確認ください。（外部リンク） https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku_20201112.pdf</p>	<p>なお、このガイドラインは、令和3年1月7日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から各都道府県知事に宛てた事務連絡「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」によるものとします。こちらもご確認ください。（外部リンク） https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210107_3.pdf</p>
P.1 2 ご利用人数の制限	<p>国の指標等に基づき、ホール利用定員数は下記のとおりとします。 【大声での歓声・声援等がないことを前提としうる公演】 ・大ホール：1,200人以下 ・小ホール：200人以下 ・中目黒G Tプラザホール：150人以下 【大声での歓声・声援等が想定される公演】 ・大ホール：600人以下 ・小ホール：100人以下 ・中目黒G Tプラザホール：75人以下 ※異なるグループ間では座席を1席空ける必要がありますが、同一グループ（5名以内に限り）内で は座席間隔を設ける必要はありません。この場合は上記定員数を超えることが可能です。</p>	<p>国の指標等に基づき、ホール利用定員数は下記のとおりとします。 ・大ホール：600人以下 ・小ホール：100人以下 ・中目黒G Tプラザホール：75人以下 ただし、チケット販売開始時期に応じ、下記のとおり取り扱います。 ①既にホール定員数の半数以上の集客を予定する催物 チケットのキャンセルは不要とします。ただし、2021年1月9日以降はホール利用定員数の半数を超過するチケットの販売を停止してください。 ②2021年1月9日以降にチケット販売開始される催物 「2 ご利用人数の制限」のとおり、ホール利用定員数の半数までとします。</p>
P.1 3 夜間利用の注意事項	<p>(新規追加)</p>	<p>緊急事態宣言に基づき、緊急事態宣言期間内の夜間利用においては、可能な範囲で早めの退館にご協力をお願い致します。</p>
P.4 6 参考	<p>このガイドラインは、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室及び（公社）全国公立文化施設協会作成のガイドライン等を参考に、目黒区と協議の上作成しております。 ・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」（令和2年11月12日）（外部リンク）https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku_20201112.pdf ・公益社団法人全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」（令和2年9月18日）（外部リンク） https://www.zenkoubun.jp/covid_19/files/0918covid_19.pdf</p>	<p>このガイドラインは、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室及び（公社）全国公立文化施設協会作成のガイドライン等を参考に、目黒区と協議の上作成しております。 ・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年1月7日）（外部リンク）https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210107_3.pdf ・公益社団法人全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」（令和2年9月18日）（外部リンク）https://www.zenkoubun.jp/covid_19/files/0918covid_19.pdf</p>